

事業実施から見えてきた課題と 今後の取り組みについて

一般社団法人しぶや系をつむぐ会
コネクトしぶや 安井 一裕

1

1

緊急時相談支援事業

<事業内容>

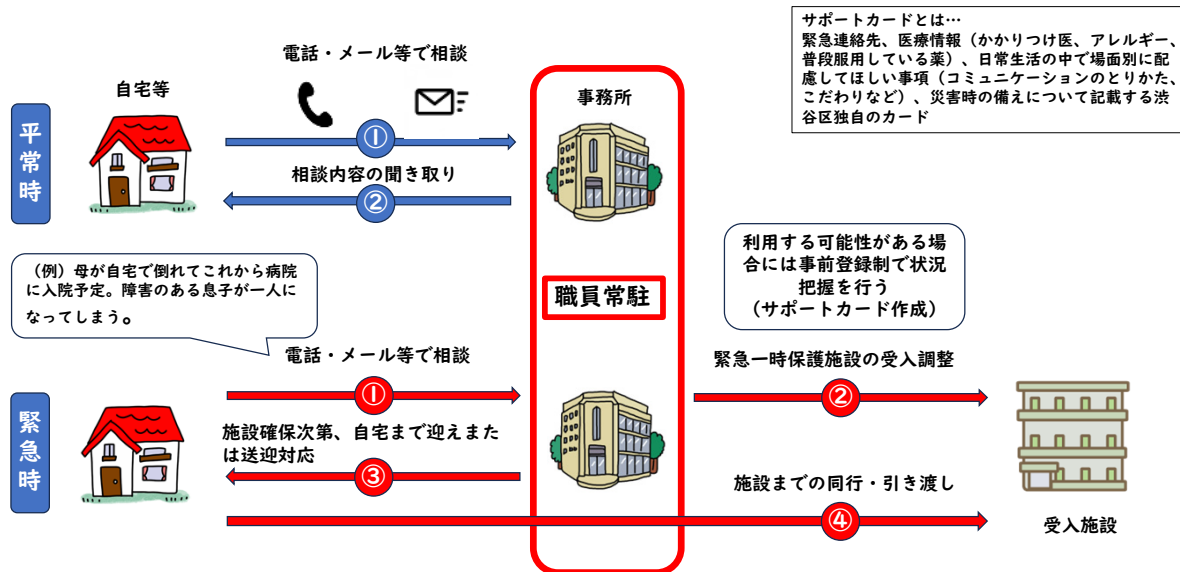
- ① 家族や介助者が急病の場合や障がい当事者本人が緊急で相談したい場合等、夜間・休日等の相談支援事業所等の対応時間外の対応を含めた緊急相談の受付
- ② 必要に応じ、緊急一時保護施設等との受入調整及び搬送等の実施
- ③ 緊急保護施設等への搬送後の必要なサービスのコーディネートについて、相談支援事業所等と連携して実施

対応時間 : 24時間365日
相談受付方法 : 電話、FAX、メール
受入施設 : はあとびあ原宿、リばあさいど原宿、ちょこっとステイ事業（知的障がい者（児）緊急一時保護事業）実施事業者、その他利用可能な障がい福祉サービス事業所

2

2

サービス実施の展開イメージ



10

3

障がい者支援アウトリーチ事業

<事業内容>

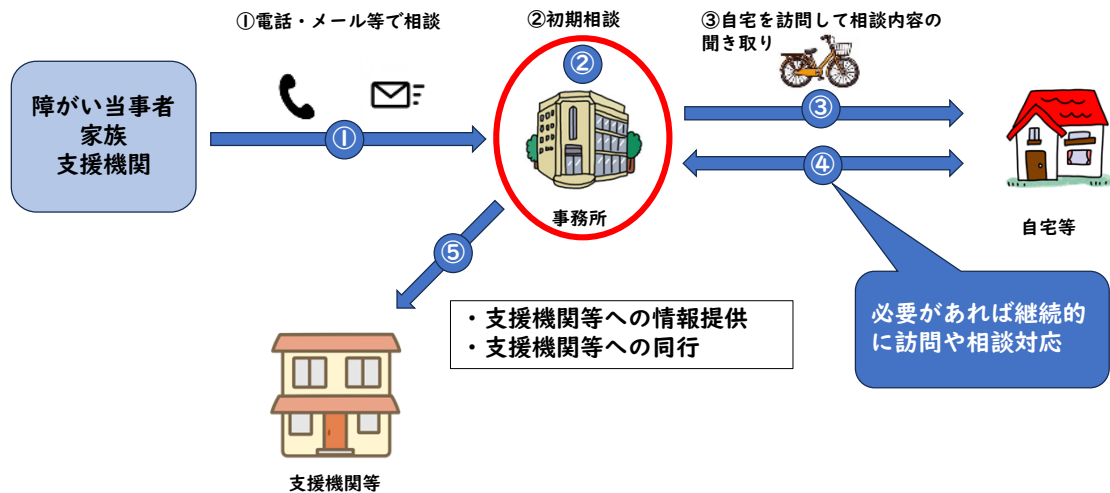
家族や関係機関を通じて依頼のあった障がい福祉サービスにつながっていない人達に対する継続支援など当事者の状況に応じたアウトリーチ支援を実施

対応時間 : 原則平日9時から18時まで ただし、必要に応じて夜間・休日の対応を実施

4

4

サービス実施の展開イメージ



12

5

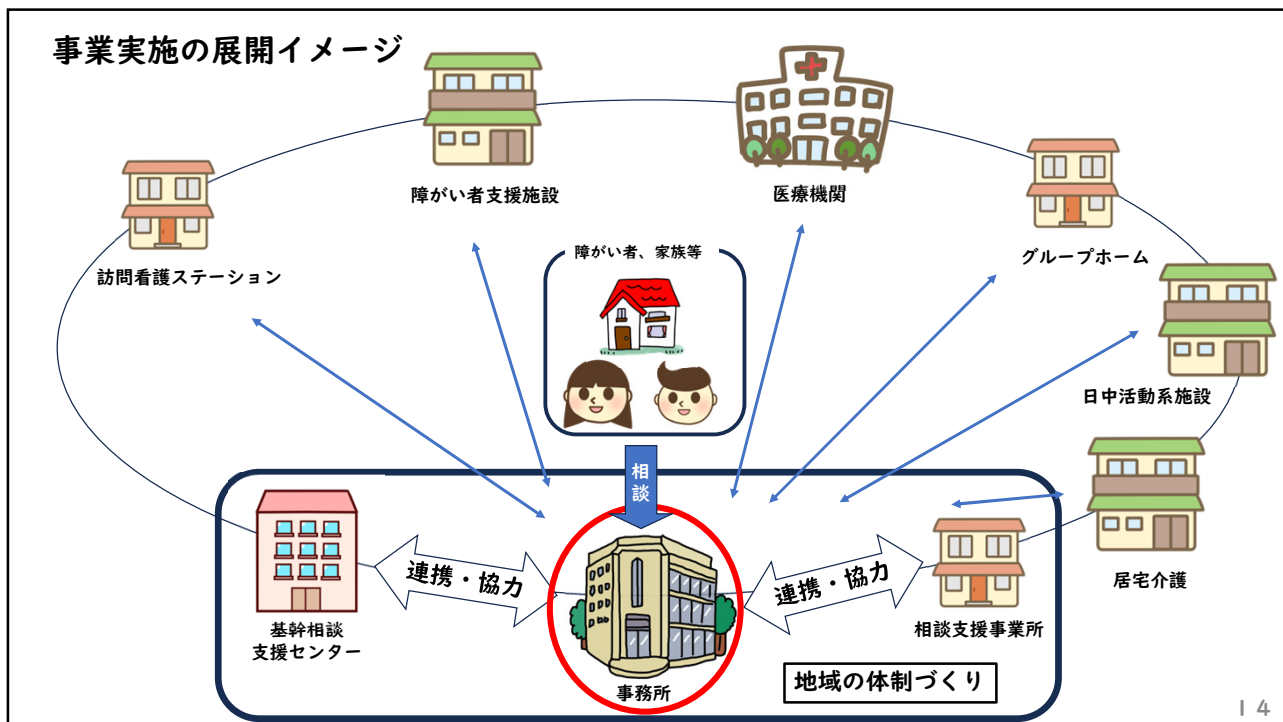
地域生活支援拠点等コーディネーター事業

<事業内容>

- ①地域生活支援拠点等の必要な機能として「地域の体制づくり」のため、関係機関と連携、地域移行を見据えて、主に相談支援事業所を対象とした地域の社会資源の連携体制の構築等行う
- ②平時からのサポートカーターの活用等により、緊急時に支援が見込めない世帯の事前把握・登録に努め、常時連絡体制の確保を行う
- ③緊急事態が発生した場合は障がい特性も考慮した上で必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う

6

6



7

事業実施から見てきた課題①

「サービスを利用していない方」や「誰ともつながっていない方」の相談が発生した場合、事前情報がほとんどなく、本人や家族から聞き取った内容だけで対応しなければならない。

⇒情報が少ないため、支援者が預かりに不安を覚えたり、躊躇する場合がある

※「サービスを利用している方」の場合は、緊急時も家族や支援者により対応できている。

8

8

事業実施から見えてきた課題②

相談先は区役所や包括などたくさんできたが、サービスの狭間で困っている方に情報が届いていない

⇒緊急時相談支援事業やりばあさいど原宿で実施する事業の詳細を知らない方がいる

⇒事業の名前は聞いたことがあっても具体的な内容まで知らない人が多い

9

9

事業実施から見えてきた課題③

原則65歳からは介護保険へ移行となるが、65歳ぎりぎりになってから準備を始めるために移行がうまくいかない

⇒65歳を過ぎても障害福祉サービス利用が継続され、身体機能が低下してから介護保険へ移行することが多い

⇒65歳以降も障害福祉サービスの利用が継続され、利用したくても空きがなく、特に入所施設は施設退所者がでないと空かない

10

10

今年度実施していきたいこと

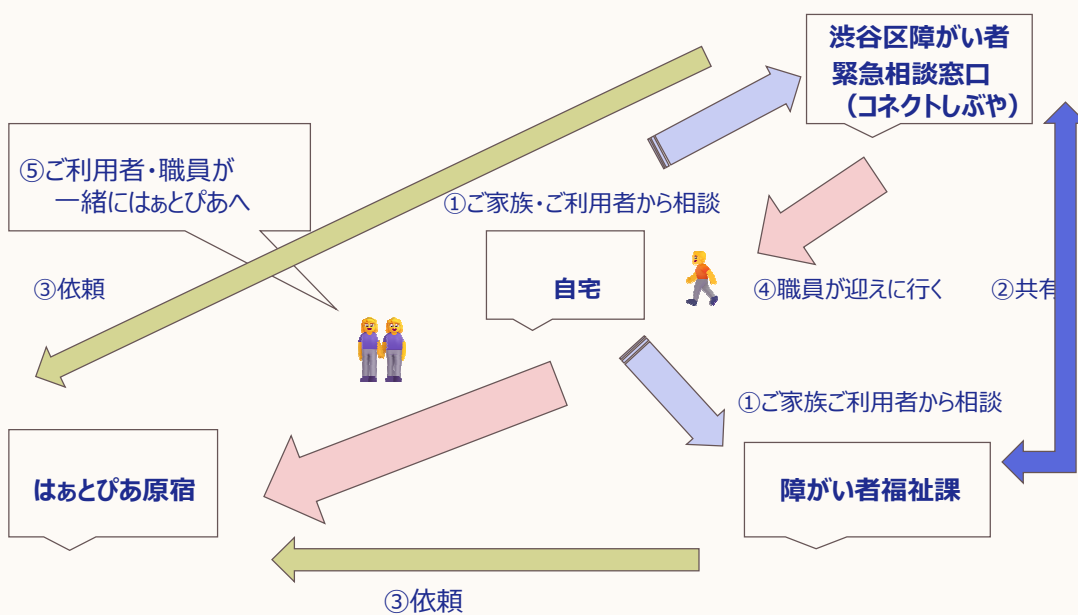
- ①地域アセスメントの実施
- ②緊急時及び平時の連絡体制の見直しと緊急時に支援が見込めない世帯の把握
- ③事業周知や周知方法の検討
- ④地域生活支援拠点事業所登録の呼びかけ及び事業所への個別説明の実施
- ⑤地域包括支援センターとの介護保険移行に向けた打ち合わせの実施

11

渋谷区障害者福祉センター はあとぴあ原宿

1

緊急一時保護事業



2

緊急一時保護事業 事例 1

Aさん ウィークリーマンションの退去要請

- ⇒ はあとぴあ緊急一時保護 3月（4日間）
- ⇒ GH体験へつながる

3

緊急一時保護事業 事例 2

Bさん 公園で寝泊まりしており保護

- ⇒ はあとぴあ緊急一時保護 6月（5日間）
- ⇒ ミドルステイ 6月～7月（27日間）
（施設入所の体験へつなげるという目標）
- ⇒ 受診等のため一時帰宅 7月～8月
（32日間・この間に関係者会議）
- ⇒ ミドルステイ再開 8月～9月（29日間）
- ⇒ 都内GH体験 9月～ 本入所へつながる

4

緊急一時保護事業 事例 3

Cさん 同居の母がコロナ罹患し入院

- ⇒ はあとびあ緊急一時保護 9月（5日間）
- ⇒ 自宅へ戻る

5

ショートステイ（短期集中）

⇒ 施設入所の体験・本入所へつながった事例 1

Dさん はあとびあの短期入所利用

- 2月（4日間）
- 3月（2日間）
- 4月（3日間）
- 5月（12日間）
- 6月（6日間）
- 7月（5日間）
- 8月（9日間）

6

ショートステイ（短期集中）

⇒ GHの体験・本入所へつながった事例 2

Eさん はあとぴあの短期入所利用

1月（6日間）
2月（10日間）
3月（9日間）
4月（8日間）
5月（9日間）
6月（6日間）
8月（5日間）

7

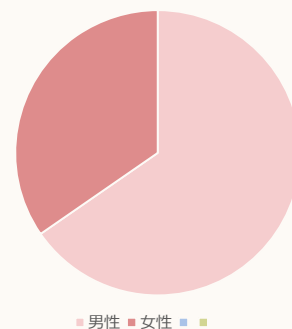
ショートステイ事業 令和6年度実績（全体）

男性 608日（83.3%）

女性 322日（44.1%）

※カッコ内は稼働率

男女比（利用日数割合）



8

ショートステイ事業

新規利用者 年代別内訳

男性 3 名（20代以下 3 名）

女性 8 名（20代以下 5 名、30代 1 名、50代 1 名
60代 1 名）

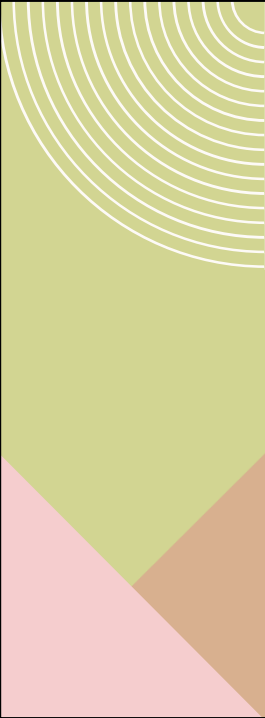
地域との連携

神宮前小学生児童のはあとぴあ訪問（冬季 2 日間）

はあとぴあ祭（10/19）

はあとぴあマルシェ（4/27・5/3・7/13・9/21・11/2・12/28）

ハラカドマルシェ（6/15・1/11）



地域移行に向けた取り組み

①はぁとぴあにて支援者との座談会（2/28 PM）

原宿の丘地域包括支援センター（所長・看護師）と
区職員出席

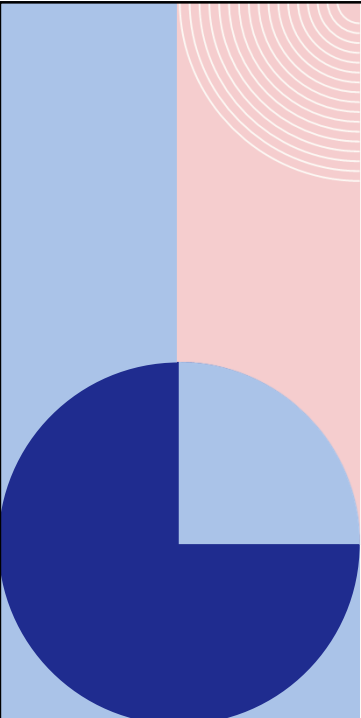
②美竹の丘・特養への見学（6/26AM）

はぁとぴあの支援者と理学療法士

③はぁとぴあ家族会（入所・通所）にて座談会（9/30AM）

原宿の丘地域包括支援センター（所長・看護師）出席

11



令和7年度に向けての課題

① 緊急一時保護事業の登録者は170名、ショートステイの登録者は125名、新規利用者も児童を中心に年々増加している。それらのニーズに対して、区内に事業所が少ない現状があり、早急の対策が必要である。

② はぁとぴあは施設入所支援（ミドルステイ2名を加えて30名）・生活介護（64名）・ショートステイ（4名）・緊急一時保護事業（1名）であるが、シフト勤務の職員確保・定着の難しさがある。（特に女性）

③ 日中一時支援（3階大小会議室利用）も同施設内で展開しており、すべての部屋を利用者支援に使用している状況にある。

12

改善・実施したいこと

- ① 障がい者の高齢化について共に考えていくために、
神宮前地域の高齢者施設と障がい者施設双方の
見学会ならびに勉強会の実施。
高齢者施設との工房活動を通じた交流。
- ② ボランティアやアルバイト学生の受け入れを拡大。
余暇活動の充実。

令和7年5月22日 施策報告会

令和6年度障がい者基幹相談支援センター 事業報告

障がい者基幹相談支援センター

1

本日の報告内容

I 令和6年度の事業報告

- 1 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- 2 (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

II 実施評価 成果と課題

III 令和7年度 改善・実施したいこと

2

I 令和6年度の事業報告

(令和6年4月1日施行)

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号) } 個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)
 - ② **他法**において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する業務**) ③④が主要な「中核的な役割」
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) **新**

3

I 令和6年度の事業報告 地域生活支援実施要綱 基幹相談支援センター 4 業務内容

1 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援 に関すること

(1) 地域の相談支援事業者の人材育成や質の向上のための取組

- ① 日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営
- ② 事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言
- ③ 研修会の企画・運営(相談支援従事者研修の実習の受入れを含む)

(2) 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、 各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る 専門的助言等

4

2 (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務 に関すること

自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

- ① 協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組
- ② 地域の相談機関との連携強化の取組
- ③ 他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組

5

1 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(1) 地域の相談支援事業者の人材育成や質の向上のための取組

1-1 相談支援事業所ヒアリング（事業所訪問）

実施期間：2024年9月～10月

事業者数：15か所 相談支援専門員43名

目的：①基幹相談支援センターの機能周知

②顔の見える関係づくり

1-2 相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言

※一部基幹口頭説明

当事者以外にも生活課題がある家族支援、狭間の支援、高次脳専門相談、支援者不在の支援、転居先の支援のネットワーク作り 等

6

I 令和6年度の事業報告

1 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(1) 地域の相談支援事業者の人材育成や質の向上のための取組

1-3 研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習受入れを含む）

①法定研修（相談支援従事者研修）の実習受入れ

○相談支援従事者 初任者研修 実習受入れ
実施期間：2024年12月 受入人数：8名
対応者：基幹職員3名で対応

○相談支援従事者 現任者研修 実習対応調整
実施期間：2024年12月 受入人数：7名
対応者：渋谷区内の主任相談支援専門員、基幹観察者

7

I 令和6年度の事業報告

1 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(1) 地域の相談支援事業者の人材育成や質の向上のための取組

1-3 研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習受入れを含む）

②主催研修、事例検討：全9回 276名（高次脳関連、講演会勉強会含む）

※令和6年度テーマ：区内の支援者支援と地域連携の推進

※一部抜粋

日程	内容	参加人数
8/19	強度行動障害と合理的配慮 障害福祉計画で位置付けられている「地域生活拠点等が有する機能の充実」として、強度行動障害者に関して、支援者の理解を深め、適切な支援を提供できる体制の整備の一環として実施した。	19
9/18	18歳到達児童の障害福祉サービス利用について 児童と成人のサービス提供事業所と将来どう過ごしていくのかを知る機会や児童の時にどんな支援をしていたのかを伝える場面がない。相談支援専門員同士だけではなく、サービス事業所同士も引継ぎができると良いという意見があった。	22
1/23	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について ケアマネジャーや包括職員と相談支援専門員との、双方の交流や勉強の機会は、今後必要であり、アンケート結果をみても双方からの需要も高いことが分かった。	25

6/8 高次脳機能障害講演会、7/10虐待防止研修、11/25地域生活支援研修などを開催

8

I 令和6年度の事業報告

1 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(2) 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障害者等の支援に係る専門的助言 等

①東部圏域地域ケア会議にて講師

テーマ：「高齢期を迎える障がい者」介護保険と障害福祉等サービスとの違いなど
対象：民生児童委員、見守り、町会、ケアマネなど 67名

②（区内障がい分野以外施設からの依頼による）

障がい利用者の、自立に向けた地域支援について会議開催

③（区内障がい分野以外からの依頼による）

障がい者及び家族の今後の家族支援についての支援者支援

その他：地域福祉コーディネーターとの意見交換会 等に出席、意見交換

I 令和6年度の事業報告

2（自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

① 協議会の事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組

運営会議、定例会出席（事務局）：15回

相談支援部会事務局：9回、延べ89人参加

（相談部会テーマと結果：年間予定、部会参加報告、事業所連絡会振り返り）

② 地域の相談機関との連携強化の取組

相談支援事業所連絡会事務局：3回 延べ80人参加 テーマ：BCP等

主任相談支援専門員連絡会：4回 延べ37人参加 テーマ：地域実習スーパーバイズについて

高次脳機能障害関係機関連絡会：2回 延べ41人参加 テーマ：事業報告など

③ 他地域の支援機関等、障害福祉分野以外の支援機関等と連携・協働の促進の取組 前掲

II 実施評価 成果と課題

■成果

- ・相談支援専門員のケースの支援者支援だけでなく、障がい以外の施設や相談員から、障がいケース（または疑い）のご相談をいただき、当所の経験を活かし、協力体制の元、支援をさせていただくことができた。
- ・事業所訪問ヒアリングや、事業所連絡会の事務局を通じ、相談支援専門員との顔の見える関係や連携体制を整えることができた。
- ・基幹主催の研修会では、顔の見える関係の構築や連携、相談支援専門員の知識や技術強化に繋がる取組ができた。アンケート結果で、「とてもよかった、よかった」とする回答が平均97%であった。また法定研修の現任研修ではスーパーバイズを区内の主任の皆様へお願いしたことにより、主任同士の連携や、事業所を超えて相談しあえる関係構築のきっかけとなった。

■課題

- ・日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営ができなかった。
（例えば、日常、相談支援専門員がケース対応した事例検証など）
- ・渋谷区の障がいの相談支援体制の強化に繋がる地域連携及び社会資源の把握が不十分であった。
- ・協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務が不十分であった。

11

III 令和7年度 改善・実施したいこと

- ①事例検討、検証を通じて、相談支援体制の構築と地域資源の連携体制の構築の強化を目指すにあたり、区内の相談支援専門員（主任等）にスーパーバイズやファシリテーションを依頼し、区内全体で相談支援技術を底上げし、地域課題を抽出する取組を実施したい。
- ②事業所ヒアリングにおいては、相談支援事業所の地域アセスメント（地域診断：事業所の運営実態を知ること、相談支援専門員を知ること）を明確にし、ヒアリング項目もこの目的に沿った内容を重視していきたい。
- ③渋谷区の障がい者の相談体制（3層構造）や地域包括の相談窓口など、相談支援事業所以外の障がいの相談を受けている関係機関との場を設けたい。現在受けている障がい者相談の共有や課題抽出、どの機関がどのような支援を担うか、基幹の支援者支援についてお伝えする場を設けたい。
- ④協議会の運営への関与の「地域づくり」については、令和6年度第4回で示された「個別事例から地域課題」の中、「ニーズを捉える」について、個別事例を用いた、研修等を実施していきたい。
- ⑤障がいに特化しない施設や相談員、地域団体等から、障がい利用者（疑い含む）に関する支援の要請があった場合は、引き続き速やかに対応し、連携をはかっていきたい。

12